

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から13年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的な理由により、就学等が困難な子供を対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担による単年度の交付金事業として行われている。令和6年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、約6億9千万円が予算化されている（前年度より約1億円程度の減）。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保に係る経費を含む）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料の減免等が実施されてきた。被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

令和3年3月9日には、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定された。その中で、令和3年度から令和7年度までの5年間を新たな復興期間として、「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められている。子供の就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としている。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校、各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となった。今日においても、福島県では、令和5年4月1日時点で約3千7百人もの子供たち（自主避難を除く）が県内外で避難生活を送っている（福島県こども・青少年政策課公表）。

経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援が不可欠である。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。事業に係る予算措置は単年度のため、

事業が終了、若しくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧され、地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められている。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されているが、引き続き、被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による行き届いた就学支援が必要である。

よって、本市議会は、国に対し、下記事項について強く要望する。

記

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和7年度以降も全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月20日

喜多方市議会議長 小林 時 夫

【意見書提出】

衆議院議長	額賀 福志郎	殿
参議院議長	尾辻 秀久	殿
内閣総理大臣	岸田 文雄	殿
内閣官房長官	林 芳正	殿
総務大臣	松本 剛明	殿
財務大臣	鈴木 俊一	殿
文部科学大臣	盛山 正仁	殿
復興大臣	土屋 品子	殿